

入園のしおり

重要事項説明書



パレット保育園
palette hoikuen

事業の設置主体

特定非営利活動法人つみき

理事長 福永 浩司

住所 兵庫県西宮市中須佐町7-25

電話 0798-20-3544

保育所の概要

- ・ 施設の種類 小規模保育事業A型
- ・ 施設の名称 パレット保育園
- ・ 所在地 兵庫県西宮市中須佐町7-25
- ・ 電話/FAX 0798-20-3544
- ・ 事業認可年月日 平成27年4月1日
- ・ 施設管理者 大森 祥代

・ 定員

0歳児(6ヶ月～)	1歳児	2歳児	合計
6名	6名	7名	19名

事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当事業所は、保育を必要とする乳児及び幼児を受け入れ、保育事業を行う事を目的とします。
- (2) 保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する事に最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
- (3) 当事業所は、保育に関する専門性を有する職員が、家族との密接な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達を踏まえ、保育を行うものとします。
- (4) 利用乳幼児の家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとします。
- (5) 当事業所は、「西宮市家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を順守し、事業を実施するものとします。

設備概要

○建物構造

- ・鉄骨造 2 階建て及び、鉄骨造 1 階
- ・保育所使用面積： 130.13 m²

○設備の内容

- ・0歳児スペース： 21.53m²
- ・1歳児スペース： 19.87m²
- ・2歳児スペース： 33.26m²
- ・調理室：23.19m²
- ・事務室：9.94m²
- ・屋外遊技場：近隣の公園(中須佐公園)
- ・消防設備：消火器具

連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連 携 施 設 の 種 類	保育所
連 携 施 設 の 名 称	西宮市立芦原むつみ保育所
連 携 協 力 の 概 要	集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育

職員配置

令和7年 4月 時点

職種	人数	常勤	非常勤
管理者	1	1	
保育従事者 (保育士)	10	4	6
栄養士	1	1	
調理員	2		2

※職員数は変動する場合がありますが、法律で定められた教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

職員勤務体制

職種	勤務体系
施設長	7:30～18:30の間でシフトによる
保育士	7:30～19:00の間でシフトによる
栄養士・調理員	8:00～17:00

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※11時間開園のために職員はローテーション勤務していますので、保護者の皆様と担任が直接お会いできない日もあります。連絡事項などは、連絡帳や当番職員へ口頭でお知らせください。

開園日・開園時間及び休業日

開園日	月曜日～土曜日（祝日を除く）
休園日※	日、祝日、緊急災害時など ※12月29日～1月3日は休園日となります。
開園時間	7:30～19:00
保育標準時間認定に係る保育時間	7:30～18:30 （うち保育が必要と認められる時間）
保育標準時間認定に係る延長時間	18:30～19:00
保育短時間認定に係る保育時間	8:30～16:30 （うち保育が必要と認められる時間）
保育短時間認定に係る延長時間	7:30～8:30、16:30～19:00

※保育時間の範囲内で、勤務時間＋通勤時間の利用ができます。

※当施設が定める保育時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で延長保育を提供します。

またその場合、300円/30分の保育料がかかります。

提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

- 保育理念** 子どもたちのイロドリある未来を想像する
- 保育目標** 子どもたちの知りたい、やってみたい、伝えたいをかたちにする
- 保育方針** ・子どもにとって豊かなことを考え抜き、リスクを恐れません
 ・子どもの主体性を大切にします
 ・保護者の心の拠り所になります
 ・地域の社会課題に目を向け、包括的な支援をおこないます
 ・時代の変化に合わせて保育の在り方を柔軟に考えます
 ・保育者として専門性と人間性を同時に高め、日々自己研鑽を行います
 ・サービスの提供よりもホスピタリティの提供を行います
 ・保育者同士意見し合える、風通しの良い組織で在り続けます

○一日の流れ

7 : 3 0	開園 登園開始 視診・検温
9 : 3 0	手洗い・水分補給 朝の活動（歌、挨拶、手遊び、体操など）
10 : 0 0	戸外散歩・他（造形活動・運動あそびなど）
11 : 0 0	手洗い・昼食 着替え
12 : 0 0	午睡開始
14 : 4 5	目覚め・検温
15 : 0 0	手洗い・おやつ
16 : 0 0	自由あそび 順次降園
18 : 3 0	閉園

※活動の前後や、一人ひとりのタイミングに応じて、排泄、オムツ交換の時間があります。

※入園後は無理なく保育園に慣れてもらうために、慣らし保育にご協力ください。

○年間の主な行事について

令和6年度 実施

年 間 行 事 予 定			
4 月	入園式 子どもの日	10 月	ハロウィン
5 月	親子遠足	11 月	パレット親子デー 内科検診
6 月	内科健診 歯科健診	12 月	クリスマス会
7 月	水あそび	1 月	お正月あそび
8 月	水あそび パレット夏祭り	2 月	節分
9 月	敬老の日	3 月	ひな祭り 卒園式
※毎月の行事・・・お誕生日会・避難訓練・身体測定 ※個人懇談は随時実施します ※年度により変更があります。今年度の行事については別途お知らせします。			

給食・おやつについて

- (1) 自園の栄養士が献立を作成し、業者から食材を仕入れて、自園調理しています。
- (2) 昼食と午後のおやつを提供します。
- (3) 食物アレルギー等は、除去食及び代替食にて対応いたします。医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出が必要となります。その他の事情により給食に配慮が必要な場合、あらかじめご相談ください。

利用契約の終了について

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 入所児童が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

保育料等について

(1) 保育にかかる利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いいただきます。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)・(2)に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
保険料	登降園及び保育中の事故等に対応する為	一人当たり 250 円
写真代 (業者による ネット販売)	購入実費	L 版 1 枚 72 円等

※ その他、費用が発生する場合は、別途ご案内いたします。

○利用料のお支払い方法

- ・ 当月分の保育料を当月末日にゆうちょ銀行の口座から引き落としいたします。
(引き落とし手数料別途10円をご負担いただきます)
- ・ 延長保育をご利用の場合は、月末締めで請求書を発行します。
翌月保育料と一緒に引き落としいたします。
- ・ 引き落としに関しましては、別途ご案内いたします。

○加入保険

保険の種類	賠償責任保険（三井住友海上火災保険株式会社） 災害共済給付制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
保険の内容	賠償責任保険、傷害保険
保険金額	【賠償】 1名あたりの賠償責任限度額：2億円 1事故あたりの賠償責任限度額：2億円 【死亡見舞金】 3000万円 【傷害見舞金】 4000万円～88万円 【医療費】 医療保険並みの療養に要する費用 4/10

※詳しくは、別途配布する「災害共済給付制度」をご確認ください。

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

提携医療機関について

●内科

医療機関の名称	医療法人社団 関和会 関小児科アレルギー科クリニック
医師名	関 真理子
所在地	西宮市両度町 6 番 22-202 号
電話番号	0798-68-2918

●歯科

医療機関の名称	わたる歯科医院
医師名	松浦 亘
所在地	西宮市西福町 5-16-302 野村ビル JR 西ノ宮駅前
電話番号	0798-68-6480

災害時の対応について

(1) 避難訓練の実施

毎月、火災、地震、洪水、津波、不審者のいずれかを想定して訓練をします。

(2) 地震等大規模災害

地震、火災などの災害発生時の避難場所は次のとおりです。

園からの連絡に従い、速やかにお迎えにきてください。

緊急時は、はいチーズシステム並びに園携帯（070-5439-9071）よりお電話させていただきます。

○災害時緊急避難場所

第 1 避難場所

名称	西宮市平木中学校
場所	〒662-0835 兵庫県西宮市平木町 6-19
電話	0798-65-4500

第 2 避難場所

名称	西宮市役所 中市民館
場所	〒662-0857 兵庫県西宮市中前田町 8-11 市立中市民館
電話	0798-26-0373

(3) 台風接近等に伴う対応について

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開園することとしますが、子供を連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。
状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

<午前7時現在>

- 気象庁より「特別警報」が本市に発令された場合は「臨時休園」とします。
 - 西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休園」とします。
- ※臨時休園後、発令が解除された場合は、各施設で安全に配慮の上、再開の判断を行います。再開を行う場合は、はいチーズシステムで連絡致します。

<午前7時以降>

- 「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。
- ※避難所へ避難している場合は、はいチーズシステムからの配信や掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

【補足】

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。



西宮市防災ポータル HP

○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。

◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を警告する防災情報です。

◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

緊急時の対応について

開園時間中に、園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の方の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

保護者の方と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が関係機関と連携を取り合い、しかるべき対応を行いますので、ご理解をお願いします。

要望・苦情等に関する窓口

○保育園

苦情処理責任者：理事長 福永 浩司

苦情受付担当者：施設長 大森 祥代 TEL：0798-20-3544

第三者委員：民生協力委員 中西 春男 TEL：090-2010-3712

○行政機関

西宮市保育幼稚園指導課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3

TEL：0798-34-8502 FAX：0798-35-5525

健康について

- (1) 嘱託医による内科検診を年2回実施します。歯科検診は年1回実施します。

健診の結果については、個別にお知らせします。

- (2) 身体測定は毎月、身長・体重の測定を行います。

結果については、身長・体重記録に記入し、成長の確認をしています。

- (3) SIDS（乳幼児突然死症候群）防止対策

SIDS防止対策として「5分おきの睡眠中チェック」「あおむけで寝る」を徹底してまいります。

◆SIDS（乳幼児突然死症候群）について◆

何の兆候や既往症歴もないまま乳幼児が死に至る、原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が特定できず、主に1歳未満の乳幼児に突然の死をもたらします。

令和4年には全国で47名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳幼児の死亡原因としては第4位となっています。また、稀には1歳以上でも発症することがあります。SIDSの予防方法は確立されておらず、完全に防ぐことはできませんが、「1歳になるまではあおむけに寝かせる」「できるだけ母乳で育てる」「たばこをやめる」の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発生率が低くなるというデータがあります。

（子ども家庭庁「乳幼児突然死症候群SIDS」より抜粋）

SIDSは、うつぶせ、あおむけ、どちらでも発症しますが、うつぶせで寝かせた方がSIDSの発生率が高いということが研究者の調査からわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけ寝にすることで、睡眠中の窒息事故も防ぐことができます。

- (4) 毎日、引継ぎ表と、保護者から聞き取った内容により、お子さまの体調把握に努め、午睡後には検温を実施します。

- (5) 温度計、湿度計、空気清浄機等を使用し、室内環境の維持、ウイルスの飛散防止を心がけています。

- (6) 職員（すべての保育士、調理員、栄養士）は毎月保菌検査を実施しています。

- (7) 事故・怪我・子ども同士のトラブルについて

十分注意して保育をしています。集団生活ですので、擦り傷、切り傷、ひっかき傷、噛みつき等を避けられない場合がありますのでご理解ください

○病気や利用中の体調不良について

- (1) 病気や体調を崩した時はお子さまの療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- (2) 病気やケガなどで園をお休みする時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
- (3) 発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能な状態か確認してから登園してください。
- (4) 保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は医療機関受診など必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。
- (5) 感染症に罹った時は、【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。集団生活が可能な状態に回復し、登園する際は、登所可能証明書・登所届を提出してください。診断後、園にご連絡をお願いします。
ご家族が感染症に罹った場合もお知らせください。罹患された方が送迎される場合は玄関外での受け入れ・引き渡しになります。

○お薬について

- ・ 保育園では薬の預かりは原則的に行いません。
薬は「朝・夕2回」または「朝・帰ってから・寝る前の3回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。
- ・ アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ・ ホクナリンテープを貼っている場合は、登園時に保育士にお知らせください。
テープが剥がれた場合は、園にて処分させていただきます。
お薬を飲まれている場合、ホクナリンテープを貼っている場合は、水あそび等はできません。
- ・ 虫よけスプレー、ムヒパッチ、かゆみ止め、日焼け止め等はお預かりしません。
- ・ 酸素吸入・吸入などの医療行為にあたることは対応できません。

児童虐待の防止

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子供のしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子供の面前で行われるDV（暴言暴力） 等

・その他、虐待であるかどうかに関わらず、お子様に心配なケガやあざがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、保育園ではありません）。市に通告することにより、お子様と保護者様を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園は、お子様を大切に思う保護者様と同じ思いで対応を行います。

・連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育園から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話が繋がらない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育園や市職員等が家庭訪問することがあります。

また、園内においてもお子様の権利擁護をしっかりと意識した保育を実践し、虐待防止マニュアルの設置、及び、年1回以上の研修を行います。

守秘義務及び個人情報の取り扱い

- ・当園では、個人情報の取り扱いについて定められた法令等を遵守するとともに、個人情報の重要性を認識し、プライバシーに配慮した適切な取り扱いをいたします。
 - ・場合により自治体（西宮市）に情報を提供する場合がございます。
 - ・当園施設内及び、当園主催行事におきまして、撮影されました写真、ビデオをはじめ、保育園や園児に関わる画像・動画につきましては、個人的に楽しんでいただくものであり、不特定多数の閲覧の可能性がある媒体（インターネット・SNS等）への掲載、転売等は禁止させていただきます。
- また、保護者の方が撮影された写真や動画、もしくは保育園で購入された写真等の紛失については、保育園は責任を負うことはできません。ご理解とご協力をお願いします。

2025年（令和7年）3月改定